

33 公益財団法人 栃木県環境保全公社評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県環境保全公社(以下「公社」という。)の定款第13条及び第28条の規定に基づき、公社の評議員及び役員(以下「役員等」という。)の報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち公社を主たる勤務場所とし、原則として週5日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等の総額)

第3条 常勤役員の報酬等の総額は、一人当たり年額600万円以下とする。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員には職務執行の対価として、報酬及び賞与(期末手当)を支給する。

- 2 常勤役員の報酬月額については、理事会において決定するものとする。
- 3 常勤役員の賞与(期末手当)の支給額は、理事会において決定するものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会等に出席したときは、一人当たり1回につき10,000円の報酬を支給する。ただし、税理士の資格を有する監事には、一人当たり1回につき20,000円の報酬を支給することができる。なお、地方公共団体から給与を支給されている非常勤役員及び評議員(市町長は除く)には、報酬を支給しない。

(報酬等の支払日及び支払い方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払い方法は、栃木県職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例1号)に準ずる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、その都度、現金にて支払うものとする。

(費用)

第 6 条 常勤役員には通勤に要する交通費として、栃木県職員の給与に関する条例(昭和 27 年栃木県条例 1 号)に準じて通勤手当を支給することができる。また、業務遂行に要する交通費、旅費等の実費を栃木県職員等の旅費に関する条例(昭和 36 年栃木県条例 49 号)に準じて支弁することができる。

2 非常勤役員及び評議員には、職務遂行に要する交通費、旅費等の実費を栃木県職員の旅費に関する条例(昭和 36 年栃木県条例 49 号)に準じて支弁することができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人 栃木県環境保全公社非常勤役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県環境保全公社の非常勤役員（以下「役員」という。）に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員が理事会開催等の招集に応じ、又は職務のため旅行したときの費用弁償の額については、職員の旅費に関する条例（昭和 36 年栃木県条例第 49 号）に規定する栃木県職員の例による。ただし、栃木県職員で役員であるものに対しては支給しないことができる。

2 費用弁償の支給方法は現金又は金融機関口座振込により支給する。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 平成 7 年 4 月 1 日

一部改正 平成 17 年 4 月 1 日

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日の前日に廃止する。

附則

一部改正 平成 25 年 4 月 1 日